

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部改正の概要

1. 趣旨

風致地区は、自然環境の保全と開発の調和を図るために定められている制度です。

神戸市においては、瀬戸内海国立公園六甲地域を中心とした六甲山風致地区、裏山に原生林を持ち国宝を有する太山寺風致地区のような自然的景観の優れた地域や、住吉川・赤塚山風致地区など、木々の緑の中に家がとけ込み閑静な街並みを形作っている地域を指定しています。

令和5年4月1日に「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の施行により、「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令」が一部改正され、発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置に係る行為が風致地区内において知事または市町村長の許可を要する行為に位置づけられました。それに伴い、神戸市でも「風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則」の一部改正を行います。

また、関連法令の名称改正に伴い、「風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則」中の名称についても一部改正を行います。

2. 改正の概要

(1) 風致地区内における建築等の規制に関し、風致地区内において市長の許可を要する行為に、発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置を追加します。

(2) 「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改めます。

3. 施行日

令和6年4月1日